

議題説明資料

議題（１）

新規認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

<議題要旨>

現在、令和４年４月の開園に向けて準備を進めております認可保育所「クニナ袖ケ浦保育園」の利用定員の設定を市が行うにあたり、子ども子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援会議にて意見を伺うものです。なお、施設の認可は千葉県が行います。

審議事項の説明については「資料１－１」を、認可保育所「クニナ袖ケ浦保育園」の概要については「資料１－２」を、認可・確認の制度の概要や市が利用定員の設定をする際の基本方針については「参考資料」をご覧ください。

<審議事項>

○利用定員の設定について

認可保育所「クニナ袖ケ浦保育園」の利用定員の設定に対する市の考え（資料１－１の４ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

<意見書の提出>

利用定員の設定に係るご意見を別添の意見書にご記入のうえ市役所あてにご返送ください。

ご回答の際は、審議事項ごとに□のいずれかにチェックを入れていただき、ご意見等がある場合には、記入欄にご記入ください。

議題説明資料

議題（２）

既設認可保育所の利用定員の変更に係る意見聴取について

<議題要旨>

保育園の開園初年度における入園状況の実態を踏まえて、４・５歳児の利用定員を認可定員より少なく設定していた認可保育所「大空保育園」及び「スクルドエンジェル保育園神納園」の２施設より、現在の入園状況に合わせた利用定員の変更申請がありました。このことから、子ども子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援会議にて、利用定員変更に係る意見を伺うものです。

なお、県が認可主体である認可定員については、変更がありません。

利用定員変更の説明については「資料２」を、認可・確認の制度の概要や市が利用定員の設定をする際の基本方針については「参考資料」をご覧ください。

<審議事項>

○利用定員の変更について

認可保育所「大空保育園」及び「スクルドエンジェル保育園神納園」の利用定員の変更に対する市の考え（資料２の８ページ）について、委員の皆様のご意見を伺います。

<意見書の提出>

利用定員の変更に係るご意見を別添の意見書にご記入のうえ市役所あてにご返送ください。

ご回答の際は、審議事項ごとに□のいずれかにチェックを入れていただき、ご意見等がある場合には、記入欄にご記入ください。

(別紙)

令和3年度第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（書面会議）

意見書

令和4年2月 日

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議
委員長 井上 美鈴 様

委員氏名 _____

令和3年度第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の議題について、次のとおり回答いたします。

議題（１）新規認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

資料1-1の4ページのとおり利用定員を設定することについて

- ☐ 意見あり（下の欄にご記入ください）
☐ 意見なし

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

議題（２）既設認可保育所の利用定員の変更に係る意見聴取について

資料2の8ページのとおり利用定員を変更することについて

- ☐ 意見あり（下の欄にご記入ください）
☐ 意見なし

【ご意見・ご質問がある場合はご記入ください。】

※記載欄が不足する場合等は別紙を添付してください。（様式は任意）

議題(1) 新規認可保育所の利用定員の設定に 係る意見聴取について

第4回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

審議事項 利用定員の設定について

令和4年4月に開園予定のクニナ袖ヶ浦保育園より下記のとおり利用定員の設定に係る申請がありました。申請に対しての市の考えは、次ページのとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

クニナ袖ヶ浦保育園の認可定員及び利用定員（申請）（単位：人）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員	9	22	24	25	25	25	130
利用定員	9	22	24	25	8	2	90
令和4年4月利用人数 （見込み）	9	22	24	25	8	2	90

令和4年4月の利用人数の見込みに合わせて、開園初年度の利用定員を設定しようとするものです。

施設位置図



審議事項 利用定員の設定について

【利用定員の設定に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針（参考資料5ページ）及び以下の点を踏まえ、
事業者の申請に合わせて利用定員を設定する

- ①当該施設が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員と認可定員が一致していることが原則であるが、
開園初年度でありかつ市全体の4・5歳児の入所待ち児童がほ
ぼいない状況において、4・5歳児の新規入園見込みが少なく、
認可定員と利用人数との乖離が見込まれること

一般的に4・5歳児クラスの児童の大半は、同じ保育所内での持ち上がりの児童であるが、新規開設の場合は持ち上がりの児童がいないため、開園後数年かけて4・5歳児クラスの入園児童が増えていくのが実態です。

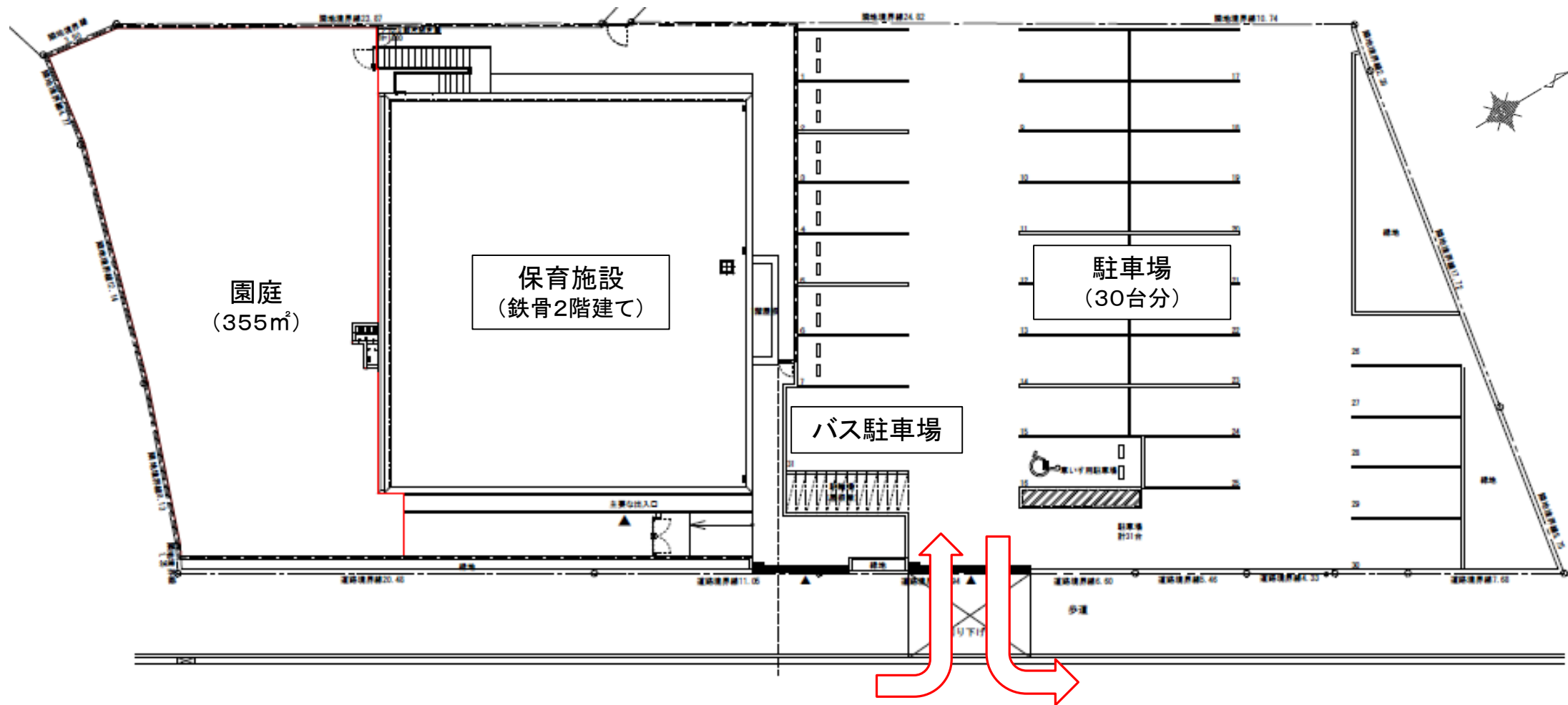
クニナ袖ヶ浦保育園について

第4回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

クニナ袖ヶ浦保育園の概要(令和4年3月 千葉県認可予定)

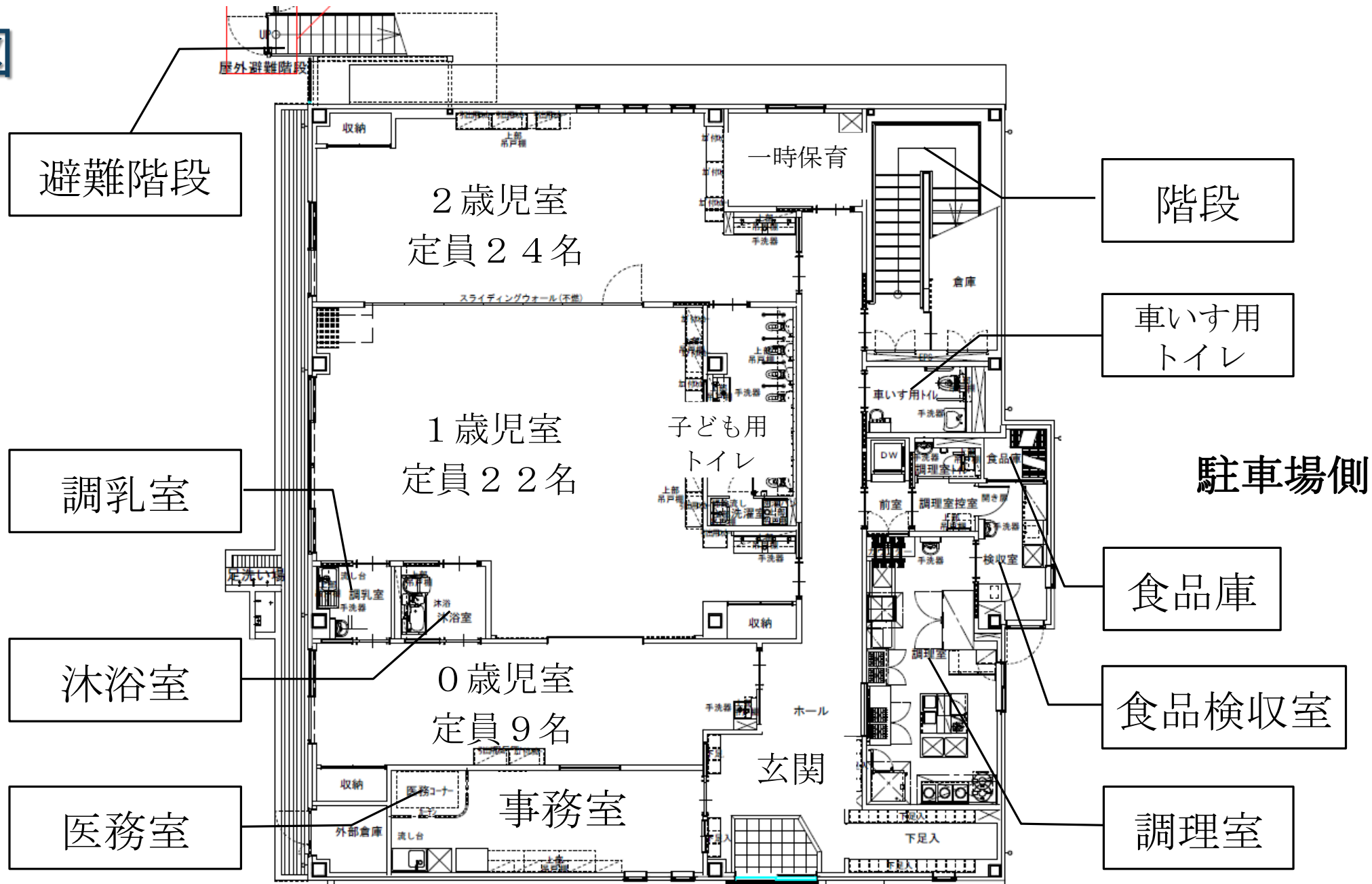
施 設 名	クニナ袖ヶ浦保育園
施 設 の 種 類	保育所
運 営 主 体	社会福祉法人 美咲会
所 在 地	袖ヶ浦市神納2942番2
開 園 予 定 日	令和4年4月1日
開 所 予 定 時 間	午前7時から午後8時まで
認 可 申 請 定 員	130人(0歳: 9人 1歳:22人 2歳:24人 3歳:25人 4歳:25人 5歳:25人)
園 庭 (カ ッ コ 内 は 認 可 基 準)	355㎡(>327㎡÷3.3㎡×99人) ※2歳以上の子ども1人あたり3.3㎡以上
給 食	自園調理

クニナ袖ヶ浦保育園外構図



平成通り(代宿神納線)

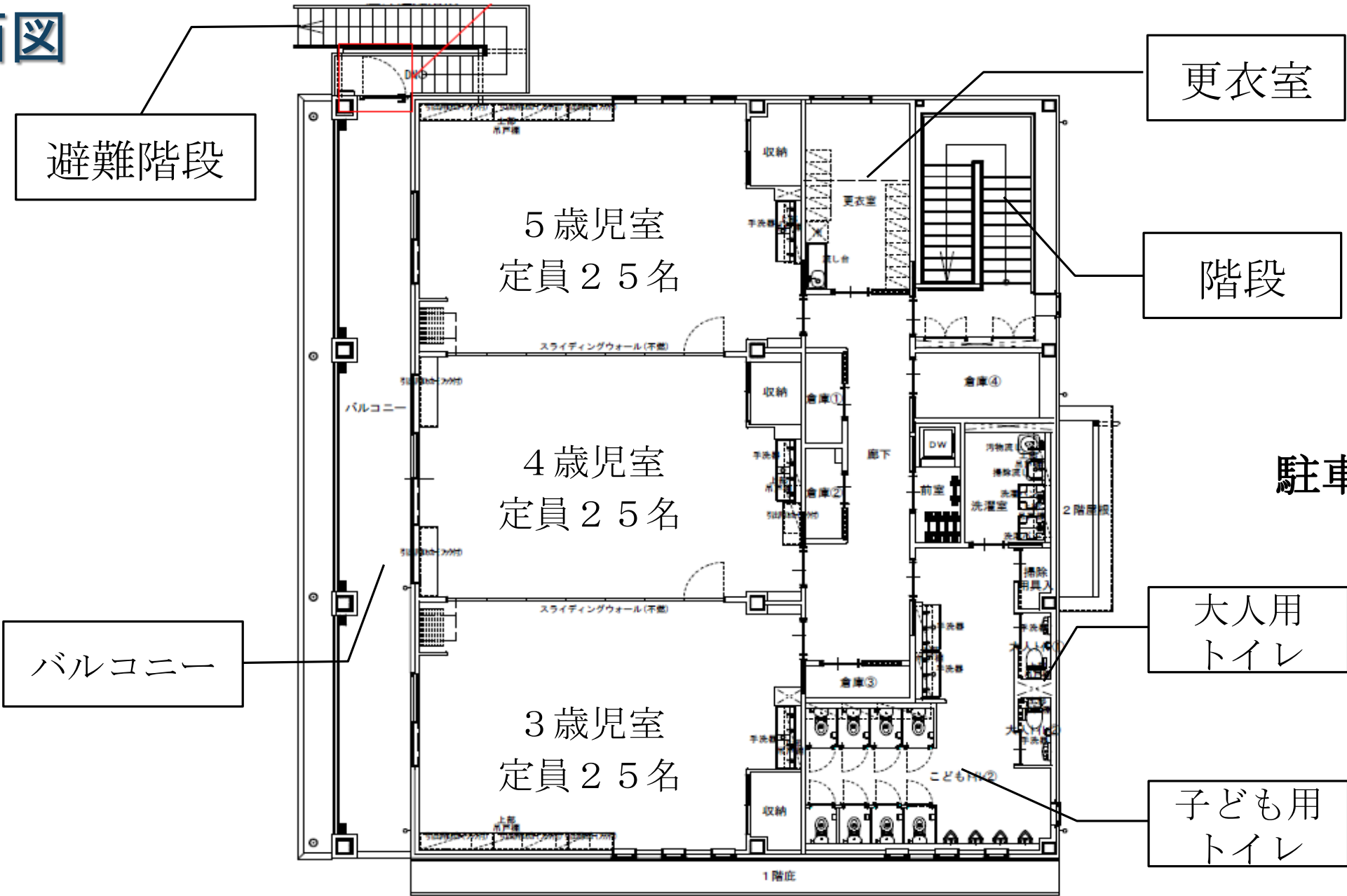
1階平面図



2階平面図

園庭側

駐車場側



クニナ袖ヶ浦保育園 外観イメージパース



① 運営主体の社会福祉法人美咲会について

社会福祉法人美咲会は、クニナ袖ヶ浦保育園の開園を機に設立認可を受けた法人です。法人設立以前から保育園運営事業者、児童福祉施設を主としたコンサルティング会社である株式会社CRECERを運営しており、株式会社CRECERも千葉市において定員59名の認可保育所と定員19名の事業所内保育事業所、習志野市において定員73名の認可保育所を運営しています。

② クニナとは

クニナとは、ギリシャ神話に登場する「ゆりかごの女神・子どもの女神」です。子どもたちの女神のような存在となり、たくさんの愛情を注ぎながら子どもたちの健やかな成長を見守っていききたいという願いが込められています。

③ 運営事業者や開設場所の決定経緯について

袖ヶ浦駅周辺地区や市立蔵波中学校付近を中止とした保育ニーズの増加に対応するため、令和2年に昭和地区・長浦地区を整備エリアとした保育施設の整備・運営事業者を公募いたしました。具体的な開設場所については、運営事業者の提案に含まれており、提案内容を市の選定委員会で審査し、運営事業者を決定しています。

④ バスでの送迎について

クニナ袖ヶ浦保育園では、送迎用バスを運行予定です。昭和地区、長浦地区の児童の利用を想定しており、具体的な経路については、利用者の住所等により決定されます。バスの運用にあたっては、事故防止と円滑な送迎の観点から、運転手のほかに保育士が同乗する予定です。また、児童を公園等へ連れていく際にも使用する予定です。

⑤ 開所時間について

開園時間につきましては、平日は午前7時から午後8時、土曜日は午前7時から午後6時までとなります。通常保育の標準時間は、月曜日から土曜日まで午前7時から午後6時までであり、開園時間の範囲内で延長保育も行います。

⑥ 保育室・園庭の面積基準について

認可・確認基準において、0歳児と1歳児は1人あたり3.3㎡以上、2歳児以上は1人あたり1.98㎡以上が保育室の有効面積として必要です。2歳児以上の児童については、保育室のほかに1人あたり3.3㎡以上の屋外遊技場・園庭の整備が必要です。

⑦ 保育士の確保状況について

令和4年1月時点において、認可・確認に必要な保育士・調理員等が採用済となっております。令和4年度は初年度であり、4・5歳児の入園児童数も少ない見込みであることから、2歳児や3歳児クラスに職員を多く配置して運営する予定です。

⑧ 体調が悪くなった子の対応について

日中体調が悪くなった子については、保護者が来るまでの間、1階事務室内にある医務スペースで保育をする予定です。

⑨ 階段での転落防止について

クニナ袖ヶ浦保育園は2階建ての保育園であり、施設内に階段があります。児童が階段部分に入って事故が起こることのないよう、1階・2階ともに階段部分には柵を設ける予定であり、児童が自由に階段部分に入れないよう配慮されています。

⑩ 災害時の避難経路について

保育室からの避難経路については、1階部分・2階部分ともに2経路以上確保しています。1階については、玄関からの出入りのほかに保育室から直接園庭に出ることができます。2階については、施設内の階段から1階に向かう経路のほかに、バルコニーから外階段を使用し、1階の園庭に出ることができます。また、通常時は、児童が自由にバルコニーに出ることができないよう配慮されています。

議題(2) 既設認可保育所の利用定員の変更に 係る意見聴取について

第4回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

利用定員の変更について

保育園の開園初年度において、初年度特有の入園状況を踏まえ認可定員とは異なる利用定員を設定していた下記2施設より、現在の利用状況に合わせた利用定員変更の申請がありました。申請に対しての市の考えは、6ページのとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

令和4年4月より利用定員の変更を予定している施設

- ①大空保育園（神納1 1 3 6－1）
- ②スクルドエンジェル保育園神納園（神納2 7 2 2－3）

①大空保育園の利用定員の変更申請内容

(単位：人)

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員		12	15	20	23	25	25	120
利用定員	現在	12	<u>24</u>	<u>24</u>	23	<u>18</u>	<u>19</u>	120
	変更後	12	<u>15</u>	<u>20</u>	23	<u>25</u>	<u>25</u>	120
令和4年4月利用人数 (見込み)		8	15	19	26	29	29	126

開園当初は、4・5歳児の入園申込みが少なく、1・2歳児の入園申込みが多い状況に対応できるよう、認可定員総数の範囲内において、1・2歳児の利用定員が多くなるよう定員設定をしていました。開園から数年が経過し、利用実態が現在の利用定員と乖離してきたことから、認可定員に合わせた利用定員に変更しようとするものです。

②スクルドエンジェル保育園神納園の利用定員の変更申請内容 （単位：人）

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員		6	11	11	14	14	14	70
利用定員	現在	6	11	11	14	<u>4</u>	4	<u>50</u>
	変更後	6	11	11	14	<u>14</u>	4	<u>60</u>
令和4年4月利用人数 （見込み）		5	12	11	16	13	3	60

令和3年10月に開園した施設であり、開園時は4・5歳児の入園申込数が少ない状況を踏まえた利用定員の設定をしておりましたが、4月に年度が替わり3歳児が4歳児に繰り上がることから、利用実態にあわせて利用定員を変更しようとするものです。

施設位置図



補足説明事項

① 他の既設園の利用定員の設定状況について

市内認可保育所・家庭的保育事業所等の利用定員につきましては、今回審議させていただいております「大空保育園」、「スクルドエンジェル保育園神納園」を除き、認可定員と利用定員が同じ定員設定となっております。

② 利用定員と給付費の関係について

私立の認可保育所や小規模保育事業所等については、利用児童数に応じて市から給付費（委託費）が支払われます。この給付費の算定基礎となる利用児童数一人あたりの単価については、実際の利用人数ではなく利用定員数に応じて設定されており、利用定員が多くなるほど一人あたりの単価が下がっていく計算方法となっております。このため、適正な給付を行うために、利用実態に合わせて利用定員を設定する必要があります。

補足説明事項

③ 認可定員以上の児童の入園について

認可保育所等での児童の入園については、認可定員の範囲内において行われることが原則となっております。しかし、待機児童の解消等を目的として、施設の設備や保育士数等が基準を満たしている範囲内において、短期間の「弾力的な運用」として認可定員を超えた受け入れが認められています。大空保育園の3歳児以上の受け入れが「弾力的な運用」に該当します。

審議事項 利用定員の変更について

【利用定員の変更に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針（参考資料5ページ）及び以下の点を踏まえ、
事業者の申請どおりに利用定員を設定する

- ①当該施設が市の確認基準を満たす施設であること
- ②大空保育園については、設定方針の原則どおり認可定員と同じ定員設定とする変更であること
- ③神納園については、令和4年4月の4・5歳児の利用児童数の見込みを考慮した変更であること

一般的に4・5歳児クラスの児童の大半は、同じ保育所内での持ち上がりの児童であるが、新規開設の場合は持ち上がりの児童がいないため、開園後数年かけて4・5歳児クラスの入園児童が増えていくのが実態です。

保育所等の認可と確認について

第4回子ども・子育て支援会議 書面会議資料

認可・確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援制度では、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けたお子さんが、保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）や地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合、その経費に対し給付費・委託費が支給されています。
- 認可を受けた教育・保育施設や地域型保育事業所に対して、給付の実施主体である市が利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費・委託費を支払う仕組みです。
- 認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所の児童の受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく、利用定員を基に運用されます。

保育施設・地域型保育事業が給付の対象となるまで

●認可

施設が認可基準（施設の大きさ、給食設備、保育士等の配置、防火管理、衛生管理等）を満たしていると認められること。



●確認

認可を受けた施設が給付の対象となることを確定する手続き。



給付の対象

認可について

認可

- 保育所等の設置に係る申請に対し、法律や条例に規定されている設備や運営に関する基準等を満たす施設又は事業であるか審査し、その設置又は事業実施を認めることを認可といいます。認可された施設・事業であることが市から給付費・委託費を受けて運営するための必須条件となります。

認可方針

- 原則として、認可申請の内容が認可基準に適合している場合は認可するものとします。
- ただし、既に保育の供給が需要を上回っている場合や市の子育て応援プランの達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは認可をしないことができます。

確認と利用定員について

確認と利用定員

- 保育所等の運営に係る経費を市が給付するための運営基準を満たしているか審査し、給付による財政支援の対象と認めることを確認といいます。確認の際は利用定員の設定も併せて行います。利用定員は、給付費を算定する基礎となるものであり、認可定員の範囲内で設定する定員です。

利用定員の設定方針

- 利用定員を認可定員と一致させることを原則とします。
- ただし、利用者が認可定員を下回ることが見込まれる場合などは、当該施設の今後の利用者数の見込みや事業者の意向等を考慮し、設定します。

認可定員と利用定員について

認可定員とは

- 施設が定員に対して認可基準を満たしていると認められた定員で、施設の最大受入能力の意味合いが強い。
- 認可を受けるときに設定し、入園者数の実態と乖離している場合がある。
- 認可を受けるとすべての施設で認可定員を設定する。

利用定員とは

- 確認の手続きの際に設定するもので、給付費の算定基礎となる単価に影響する。
(利用定員が多くなると、一人あたりの単価が下がっていく。)
- 園児数（見込み含む）の実態に合わせて設定する必要がある。

認可定員 $\geq$ 利用定員

子ども・子育て支援制度における施設・事業ごとの認可・確認主体

子ども・子育て支援 制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設 (R4.1.1時点)
認定こども園	県 今回は保育所の利用 定員の設定・変更に ついて、ご審議いた だきます。	市 (利用定員の設定の際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	1
幼稚園			1
保育所			1 3
居宅訪問型保育事業	市 (認可をしようとする際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	市 (利用定員の設定の際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	—
家庭的保育事業			1
小規模保育事業			5
事業所内保育事業			1

認可に係る意見聴取の根拠

■児童福祉法 第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

同条第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ヶ浦市家庭的保育事業等の認可の手続に関する規則 第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法 第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。